

平成26年度

大阪府の施策推進についての

我が党の見解

平成26年8月

自由民主党大阪府議会議員団

## 大阪府の施策推進についての我が党の見解

今般、大阪府の各種施策の推進にあたって、自由民主党大阪府議会議員団としての見解をとりまとめたので、議員団の総意として提出する。

提言内容の実現にあたっては、最大の努力をされるよう強く要望する。

平成 26 年 8 月 8 日

大 阪 府 知 事

松 井 一 郎 殿

自 由 民 主 党 大 阪 府 議 会 議 員 団

幹 事 長 花 谷 充 愉

政 務 調 査 会 長 宗 清 皇 一

# 目 次

I	南海トラフ巨大地震対策	
1	防潮堤・堤防改修の早期完成	1
2	咲洲庁舎からの撤退	1
3	密集市街地整備の進捗管理	2
II	新たな大都市制度	
1	法定協議会の正常化	3
2	招集請求に対する法律違反と不誠実な対応、再議権の濫用	3
III	府民の目線に立った行財政運営	
1	特別顧問・特別参与の活動の見える化	5
IV	オール府庁で取り組む地域産業支援	
1	中小企業支援	5
2	商店街振興	6
3	森林環境税の導入	7
V	誰もが安心できる子育て・社会環境の構築	
1	新たな財政支援制度（基金事業）	7
2	子ども・子育て支援新制度の円滑な移行	8
3	支援教育、支援学校の充実	9
4	私学助成制度の見直し	9
5	大阪市立学校の府への移管	10
6	教育施策の効果検証及び公金投入の周知	11
7	障がい者雇用の促進	11
VI	安心、安全なまちづくり	
1	警察官増員、交番増設及び信号機の設置	11
2	犯罪統計の適正処理	12
3	夏季の電力供給確保	13

## I 南海トラフ巨大地震対策

### 1 防潮堤・堤防改修の早期完成

大阪市西淀川区と兵庫県尼崎市との境界にある左門殿川の堤防付近は、海拔ゼロメートル地帯であり、南海トラフ巨大地震に伴ってひどい揺れが発生した直後に堤防が決壊するとされている。

また、昨年秋、大阪府が発表した南海トラフ巨大地震による被害想定では、神崎川筋の河口部などの堤防が液状化現象によって沈下し、10分以内に30センチの浸水が起こり、大阪市西淀川区内では、最悪の場合、死者数が約1万3千人に上るとの発表があった。こうした水位より低い地域において、ひとたび堤防が液状化現象によって沈下すれば、津波襲来に伴って生じる被害は、一層甚大なものとなり、多くの府民の生命と財産が失われることになる。

こうした状況を踏まえ、本年6月、大阪府、兵庫県、愛知県、三重県の4府県と、神戸市、名古屋市など計16団体が共同して国に対し、河川・海岸堤防の強化などを求める要望を行い、堤防の耐震補強や液状化対策に必要な予算確保など津波浸水対策の推進を求めた。

大阪府においては、近い将来発生する可能性が高い南海トラフ巨大地震に対する取組みを今後進める上で、着実にハード面での整備を行っていくことはもちろん重要であるが、今後、河川堤防・防潮堤、鉄扉の耐震補強整備については、整備完了までの残り期間の前倒しを行って一日も早い完成を目指して取り組むよう強く要望する。

### 2 咲洲庁舎からの撤退

咲洲庁舎が被害想定で庁舎として相応しくないことは明らかであるにもかかわらず、府は、咲洲庁舎への影響について、ライフラインへの被害想定も踏まえて検証する、庁舎の取扱いは、長周期地震動の影響や

対策と併せて判断するとしているが、液状化の被害想定を見るだけでも庁舎として使えないことは、明らかである。

また、府は、津波警報、大津波警報が発令された場合、咲洲庁舎への職員参集を行わないことを決めた。これは、警報発令時、通常業務の継続さえ困難であることを認めたに等しい。

咲洲庁舎に対する判断は、先延ばしをすればするほど、経費が嵩むばかりでなく、防災対策など速やかに行うべき施策が遅れ、選択肢を狭めることにつながりかねない。

知事は、直ちに政治的決断を行い、咲洲庁舎から即時かつ完全な撤退を行うべきこと。

### 3 密集市街地整備の進捗管理

府は、住宅まちづくり部が今年度の主な取組みとして、地震時等に著しく危険な密集市街地の解消を挙げており、これまでも、平成32年度までに「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消することを目的に、昨年度内にその方向性を示す整備方針を取りまとめ、市はそれに基づき、実効性の高い整備計画を作成し、府市が連携して適切な進捗管理を行うとしていたが、整備方針の進捗状況を明らかにすること。

また、我が会派のこれまでの指摘に対し、府は、市の行う地区内道路・公園の重点的な整備や老朽住宅除却の促進などについて、必要な補助金の確保に努めるとしているが、予算カットを続ける以上、事業が進捗するとは考えにくい現状について、どのように認識しているのか、疑問といわざるを得ない。

近い将来、南海トラフ巨大地震の発生等が予想される中、府は、被害を最小限に食い止め、何よりも府民の命を守ることを第一に考え、密集市街地整備目標達成のため、市が積極的に取り組めるよう政策誘導を行

うこと。また、平成32年度までの具体的な工程表を速やかに議会に示すとともに、所要の財源を必ず確保すること。

## Ⅱ 新たな大都市制度

### 1 法定協議会の正常化

大都市制度のあり方については、「大阪府・大阪市特別区設置協議会」、いわゆる法定協議会において我が党も参加して議論が行われていた。

ところが、本年6月以降、維新の会は、正常化を図ると称して、我が会派を含む特定会派を法定協議会から一方的に排除し、維新の会のみの委員から成る法定協議会に再構成した上、さる7月23日、法定協議会において、特別区設置協定書案なるものを採決したとしている。しかしながら、このような状況で採決されたとする協定書案自体、無効であるばかりか、法定協議会が維新の会直属の諮問機関であってはならないことは言うまでもないが、府議会の多様な意見を反映しない実態にある以上、何の正当性もない。

松井知事には、従来の会派比率に準じた構成で正当な法定協議会を再開されるよう強く求める。

### 2 招集請求に対する法律違反と不誠実な対応、再議権の濫用

こうした異常な状況下にある法定協議会について、多様な意見を反映することができるよう正常化を図ることを目的とした条例を提出するため、我が党は、本年6月25日、他会派と共同して57名の議員の署名をもって知事に対し、臨時会の招集請求を行った。

にもかかわらず知事は、地方自治法上、20日以内に臨時会を招集しなければならないとの規定を何ら顧慮することなく、57名の議員からの真摯な求めに応じず、これを無視黙殺するに至った。議長が招集するから

知事自らは招集しないでよいというのは理由にならず、知事の責務を放棄したものであり、明らかに法律違反である。このことは、総務大臣からも指摘されている通りである。

臨時会を招集しない理由として知事はまた、条例案の趣旨が議会内での手続きを定めようとするものであることを挙げていたようであるが、招集請求を行った57名の議員に対し、招集しない理由について何の説明すらしないまま、臨時会を招集せずに時間を徒過させた。このような対応は、不誠実の極みであり、同じ行為を二度と繰り返さないよう、この際猛省すべきことを知事に求める。

さらに、意図的に遅延されて開会した臨時会において、我が党などが共同提案した「大阪府議会における大阪府議会における大阪府・大阪市特別区設置協議会委員の推薦手続に関する条例制定の件」について、57名の議員の賛成を得て可決成立したものであるにもかかわらず、またしても知事は、さる5月議会での情報公開条例一部改正のとき同様、再議権を行使した。知事が議会内のことを決めるものであるからと言いつつ、招集請求を握り潰して臨時会を招集しなかったものが、条例が成立するや一転して再議権を行使した行為は、実に首尾一貫しないものであると同時に、合理的理由がなく裁量権を濫用したものである。

このように、議会が自らの権能に基づく手続きを定めようとして成立させた条例を再議に付した行為は、議会制民主主義の否定に他ならず、再議権行使に何ら正当化される余地など微塵もない。

知事は、議会の過半数の議決を得て条例が成立した事実を真摯に受け止め、再議権行使を通じて議会権能を否定するような越権行為を行ったことについて反省すること。また、今後は、議会による自主的な議決については、これに従い、再議権を濫用しないこと。

### Ⅲ 府民の目線に立った行財政運営

#### 1 特別顧問、特別参与の活動の見える化

我が会派は、特別顧問等の報酬額が審議会委員に比べて非常に高額となっていることや、特別顧問等が行う事前打合せにも報酬が支払われる一方、審議会委員には支払われない実態があることから、特別顧問等と審議会委員との異なる取扱いについて、再三指摘してきた。

ところが、知事は、報酬等が異なる取扱いについて一向に改める気がなく、特別顧問等の活動の見える化について、差を設けるほどの違いがない状況から、我が会派では、高額な報酬を支払っている特別顧問等の活動をもっと明らかにし、公費の適正支出の可否を確認する方策として、情報公開条例の一部改正を提案したところ、知事の再議によって廃案にやむなき至った。知事による再議権行使は、府民の知る権利を否定するものであるばかりか、府民の貴重な税金である公金支出の適正な判断をも妨げようとする、実に由々しき不当な行為そのものである。

また、特別顧問等の作業負担の実態面でも、審議会委員と差がないことは、さる5月議会での参考人招致の証言で明らかとなったにもかかわらず、知事はいまだ特別顧問等の活動の見える化に頑なに消極的な姿勢のままである。最低限、事前に活動の「目的」、「日時」、「場所」等については、公表できるはずである。

知事は、速やかに特別顧問等の活動の見える化を進めること。

### Ⅳ オール府庁で取り組む地域産業支援

#### 1 中小企業支援

自民党安倍政権の経済政策「アベノミクス」効果により、着実に景気回復の動きが出ている。この夏のボーナスについて、従業員5名以上の民間企業の一人あたりの支給額は前年より1.3%増の36万4,000円とな



っており、2年連続のプラスで、2000年代半ば以来の高い伸びになると予想されている。国内総生産の2割弱を占める関西経済は、円安効果などで回復基調にあるものの、輸入品の値上がりでコストが増加し、中堅・中小企業の利益をひっ迫する恐れがあるとされており、まだ予断を許さない状況にある。

また、大阪府内の常勤雇用者・従業者のうち、中小企業の勤務者数は2009年時点で全体の約62%に上り、東京都の約36%を大きく上回る水準にあるほか、2010年の製造品出荷額等における中小事業所の割合は約58%とされており、国内の景気動向に大きく左右されがちな中小企業の業況が大阪をはじめとする関西経済に及ぼす影響は、決して小さくはない。

大阪の景気回復を確かなものにするためには、地域経済や、住民の生活、雇用を支えている中小企業のさらなる活性化が不可欠である。

中小企業活性化のためには、企業の強みとなる知的財産の保護と有効かつ適正に活用できる環境整備が特に重要と考える。

府は、中小企業活性化のため、販路開拓、研究開発、人材育成・確保など、多角的にサポートするとともに、中小企業の持つ知的財産の保護と活用に努めること。

さらに、中小企業の債務負担軽減を目的に施行されていた中小企業金融円滑化法が平成25年3月末で終了した。府は、法律の終了が中小企業の資金繰りに悪影響を及ぼさないよう、引き続き商工会、商工会議所等関係機関とも連携して中小企業の金融、経営改善に取り組むこと。

## 2 商店街振興

商店街は、単にモノやサービス提供だけでなく、街の顔、コミュニティの中心である。街路灯や防犯カメラの設置など、治安対策の一翼も担

っており、地域を支える重要な存在である。

府の商店街振興にかかる予算額の推移をみると、平成19年度に約1億8千万円あったものが、平成25年度は約2千万円余り、平成26年度は約3千万円と大幅に減少している。また商工労働部で商店街施策を担当する組織体制、予算ともあまりにも脆弱である。

さらに、最近の商店街振興事業は、事業箇所や期間を限ったモデル的事业であって、事業終了後の対応は、地元市町村任せとなっている。

府は、商店街振興に継続的に取り組むとともに、そのために必要な組織体制、予算を確保すること。また、事業実施に際して、府は、市町村任せにするのではなく、市町村との適切な役割分担を行いながら、主体的に取り組むこと。さらに事業実施後は、効果検証をしっかりと行うこと。

### 3 森林環境税の導入

我が会派は、平成21年2月議会の代表質問において、森林環境税として個人府民税増額を提案した。これにより得られる増収の一部を、放置森林対策など地方自治体が実施する森林整備事業の財源とし、残りを太陽光発電導入促進などの環境関連施策の財源に充ててはどうかという提案内容である。

大阪府ではいまだ実現に至っていないが、森林保全等を目的とする超過課税を導入する自治体は年々増えており、平成25年度では33県1市で行われている。防災力強化や自然エネルギー確保が求められる今こそ、森林環境税導入に向けて早急に具体的な検討を進めること。

## V 誰もが安心できる子育て・社会環境の構築

### 1 新たな財政支援制度（基金事業）

本年6月18日、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進す

るための関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる「医療介護総合確保推進法」が成立し、団塊の世代が後期高齢者となる2025年度を展望し、地域の医療と介護サービスの提供体制を整備していくため、この法律により都道府県及び市町村に事業実施計画の策定が義務付けられた。

併せて計画を実効性あるものとするため、都道府県に消費税の増税等を財源とする基金が設置されることとなった。

この基金の負担割合については、都道府県に配分された額の3分の2を国が負担することとしており、都道府県において3分の1を負担することが前提となっていることから、基金を有効に活用し、着実な事業実施を進めるため、人口割合や高齢者増加割合などを参考に基金の配分が行われるに当たり、国に対し、大阪府の実情を十分勘案するとともに、消費税の増加額などに見合った配分を求めること。

また、事業実施に際し、関係団体や市町村等の意見を十分取り入れ、来年度以降も引き続き確実に事業が実施できるよう予算の確保を行うこと。

## 2 子ども・子育て支援新制度の円滑な移行

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行される予定である。この新制度により、子ども、保護者の置かれている環境に応じて、保護者のニーズ等に基づき、幼稚園、保育所、認定こども園などの多様な施設・事業者から、それぞれの特性を活かした教育や保育、子育て支援を総合的に提供されることとしている。

新制度下では、認定子ども園への移行を希望する私立幼稚園等があれば、認可・認定基準を満たす限り、都道府県が特例を設けて、認可・認定を行うことができると聞く。円滑な移行に向け、府として、制度に関する情報提供や連携体制の構築、財政支援等を含めた十分な措置を行う

こと。また、府県や市町村を越えて通園する私立幼稚園の特性を考慮し、隣接府県や市町村間での広域調整支援を府が行うこと。

### 3 支援教育、支援学校の充実

府教育委員会がまとめた平成25年度版「大阪の支援教育」によると、府内の支援学校、支援学級に在籍する幼児児童生徒数は、平成8年度の11,491名から一貫して増加し、平成25年度には27,881名と、17年間で2.5倍近く増加している。学齢期の子どもが減少しているなかでも、支援学校、支援学級に在籍する児童生徒数は、今後とも増加することが予想されており、支援教育拠点の「過大、過密化」が進んでいる。

府は、現在当面の措置としている分校存続も含め、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境の整備、充実を計画的に図ること。

### 4 私学助成制度の見直し

府内の私立学校は、公立学校とともに大阪の公教育の一翼を担っており、永年にわたり府民の教育要望に応え、民主主義国家の維持形成に不可欠な、国民一人ひとりの多様な価値観の醸成に努めている。

しかしながら、高校授業料の無償化政策が打ち出された以降もなお、公私立学校間では公費支出に著しい格差が存在している。

府は、経常費補助金について平成26年度より一定復元したとはいえ、国が財源措置している水準から小・中学校は15%、高校は2%カットを平成20年8月から継続しており、全国最低レベルの水準が続いている。

また、私立学校施設は、地域の避難所指定を受けているところも多いが、財政的な余裕がないため、避難所運営に不可欠な災害備蓄物資の整備はほとんど進んでいないと聞いている。

さらに府は、授業料支援補助金でも生徒一人あたり58万円のキャップを設定している。このため、大阪の私立学校運営は危機的状況が続いている。

府は、私立学校に対する経常費助成について、少なくとも国の財源措置水準まで復元すること。また、現行の授業料58万円キャップ制は直ちに撤廃すること。なお、見直すのであれば、その案を早急に議会に示すこと。さらに避難所運営に不可欠な災害備蓄物資の整備に支援措置を講ずること。

## 5 大阪市立学校の府への移管

我が会派は、大阪市立学校の大阪府への移管に際し、これまでも生徒や保護者等の関係者が混乱を来たさないよう、様々な個別課題の取扱方針について、できる限り早期にアナウンスをするよう主張してきた。

当初、府への移管時期は、平成27年4月とされていたものが、平成28年4月に変更された。突然1年延期したのは、橋下大阪市長の出直し選挙の余波を受けてのことである。橋下市長の政治的な思惑のせいで方針が二転、三転し、その煽りを受けて生徒や保護者をはじめとする現場に多大の混乱を招いた責任は、極めて大きい。まさに言語道断としか言いようがない。

移管に当たって、児童生徒や保護者の混乱回避のため、早急にアナウンスを行うとともに、早急に議会に示すこと。また、今後10年間で概ね100億円程度の財政負担が府側に生じると聞いているが、財源問題について、府にこれ以上の財政的負担が生じないように、宝くじ収益金の配当や差等補助の見直しに係る協議を速やかに行うこと。

## 6 教育施策の効果検証及び公金投入の周知

松井知事は、これまで教育に積極的に関わり、自ら教育振興計画を策定するとともに、中学校給食の導入に債務負担行為で246億円、私立学校無償化には平成26年度においては230億円余りを支出し、学力向上には30億円の基金を積み立てるなど、多額の税金を投入してきたが、その割に全国学力・学習状況調査の結果を見ると、現状は残念ながら思うような成果が上がっているとは到底言えない。

この原因は、教育委員会や学校だけの問題ではなく、これらの政策を進めてきた松井知事にも責任の一端があることは否めないと考える。

危機的な財政状況が続くなか、多くの事業を取り止めたり、縮小したりしてまで、これほど多額の税金を投入してきた以上、費用に見合う効果が得られたかどうか、きちんとした検証を行い、公表すること。

## 7 障がい者雇用の促進

現在、府における障がい者雇いをめぐる現状として、平成25年6月時点で、障がい者の実雇用率が1.76%（全国28位）で全国と同水準にあるとはいえ、法定雇用率（2.0%）を依然下回っていると同時に、法定雇用率達成企業割合は40.7%（全国43位）と5割にも満たない状況が継続している。

企業の障がい者雇いを促進するには、行政によるバックアップが不可欠である。府として、障がい者を雇用する企業を強力にバックアップし、府内の障がい者実雇用率を法定雇用率まで引き上げること。

## VI 安心・安全なまちづくり

### 1 警察官増員、交番増設及び信号機の設置

大阪府警察、警察官の日夜不断の努力により、ひたたくり認知件数は、

年々減少しているものの、都道府県別で見ると、残念ながら依然としてワースト1である。防犯力向上のためには、何よりも警察力の充実強化が必要である。

警察官の人員数については、平成25年度当初に大阪府で17名の地方警察官の増員が認められ、直近3年間で重要犯罪やサイバー犯罪等に対する捜査体制強化のため、合わせて123名の増員が行われたところであるとはいえ、大阪府警察におかれては、引き続き警察官の増員に努めるとともに、安全なまち大阪の確立に取り組むこと。

また、昭和43年に府内956か所にあった交番と駐在所は、現在649か所であり、300か所以上減少している。交番の存在は、地域住民にとって安全・安心の拠り所となっており、犯罪抑止の観点からも交番の果たす役割は極めて重要であることを改めて認識し、交番の増設に積極的に努めること。

さらに、事故危険箇所に信号機を積極的に設置するなど、歩行者等の安全確保に努めること。

## 2 犯罪統計の適正処理

大阪府警察において、平成20年から同24年まで過去5年間、窃盗など計8万件の事件について、刑法犯認知件数に計上していないという不祥事があった。この過少報告は、犯罪統計を作成する際、独自の基準に沿って府内の全65警察署で行われていたと聞く。府警察は、組織ぐるみでこのような不正行為をしていたわけではないとするが、府民の期待と信頼を裏切る信用失墜行為であると言わざるを得ない。

当時、知事であった橋下市長は、先般、この件に関して陳謝したものの、その後、府警察に対する圧力を当然視する発言を行った。発言経過からみて、橋下市長が府警察に対し、不当ともいえる圧力をかけていた

ことを正当化するに至ったことは適切ではない。だが、仮にこうした背景が警察にあったにしても、街頭犯罪防止が至上命題とされていた以上、犯罪統計処理において不適正な点があってはならないことは当然である。

総合的な治安対策を進める上で府民の信頼を勝ち得ることは必要不可欠である。大阪府警察におかれては、今後、犯罪統計において適正な処理を行うこと。

### 3 夏季の電力供給確保

節電の取組みが定着してきたとはいえ、この夏季の電力需給見通しは、予備率が電力供給に最低限必要とされている3%を辛うじて確保できる見通しにあるものの、大飯原発3・4号機の停止等で東日本から西日本への電力融通を行わなければ、厳しい見通しとなっており、昨夏よりも大幅に厳しい需給状況を想定した電力需給対策が必要とされている。関西電力では、他の電力会社からの電力購入や消費者に対する節電要請などを見込んだ上で管内での計画停電を回避することを検討しており、必要な電力は確保される見通しにあるとのことであるが、発電所でのトラブル発生の可能性なども否定できず、決して余裕のある状況とはいえず、楽観できない。

また、関電では、このまま原子力発電の再稼働が見込めず、燃料費の追加負担を補うため、あるいは収益維持のため、電気料金の再値上げを行うことも想定される。そうなれば、府民、事業者に影響を及ぼすことは言うまでもない。

府は、国や電力会社等関係機関と十分調整の上、節電及び電気料金の再値上げ対策に必要な予算対応を含め、府民生活、事業活動に支障が生じることの無いよう、万全の措置を講じること。